

令和2年4月28日

川西市立園所に在籍する
お子さまの保護者 様

川西市教育委員会

市立幼稚園・保育所・認定こども園における臨時休業(休園所)の延長等について

新緑の候、平素は、本市の教育・保育の推進にご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。川西市立幼稚園・保育所・認定こども園については、国による緊急事態宣言が発令されたことを受けて、令和2年4月7日(火)から5月6日(水・祝)までの期間を臨時休業(休園所)としているところですが、この度、県の要請を受けて、さらなる感染拡大を防止するうえで、臨時休業(休園所)期間を令和2年5月31日(日)まで延長することとしました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、不要不急の外出を控え、基本的な感染症対策の実施(感染源を絶つ。感染経路を絶つ。抵抗力を高める。)、集団感染リスクの対応(密閉空間、密集場所、密接場面を避ける)等、感染防止対策をお願いします。

なお、今後、状況の変化があった場合には、変更が生じる場合もあることを申し添えます。

記

1 臨時休業(休園所)となる期間

令和2年5月31日(日)まで

2 各ご家庭での対応について

(1) 幼稚園、認定こども園(1号園児)について

5月7日(木)から5月31日(日)までの間、幼稚園と認定こども園(1号園児)について臨時休業とします。

- ・ 自宅待機をお願いしますが、仕事を休むことが困難な場合や自宅待機が長期にわたりご負担が大きくなる場合などはお子様をお預かりします。その場合も、できるだけお預けいただく日数や時間を調整いただくなど、感染拡大防止にご協力をお願いします。

(2) 保育所、認定こども園(2・3号園児)について

5月7日(木)から5月31日(日)までの間、臨時休業とします。

- ・ 自宅待機をお願いしますが、仕事を休むことが困難な場合や自宅待機が長期にわたりご負担が大きくなる場合などはお子様をお預かりします。その場合も、できるだけお預けいただく日数や時間を調整いただくなど、感染拡大防止にご協力をお願いします。なお、延長保育は行いません。
- ・ 自宅での保育に協力いただいた期間の保育料や給食副食代につきましては、徴収いたしません。

(3) 園所からの連絡は、引き続き、園所ホームページ、緊急連絡メール等にて行います。

(4) お子様の健康や生活状況の確認については、今後、状況を見極めながら対応してまい

ります。内容については必要に応じて園所のホームページ、緊急連絡メールでお知らせします。ご家庭におかれましても、お子様の見守りに引き続きご協力をお願いします。

- (5) 万が一、お子様が新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染者の濃厚接触者となった場合には、速やかに園所にご連絡をいただきますようお願いいたします。
- (6) 園所再開日の連絡については、園所ホームページ及び緊急連絡メールにて行います。
- (7) 休業(休園所)が長期に及んだことなどによる不安や恐れなど、お子様や保護者様は心理的ストレスを抱えておられることも考えられます。そうした場合まず、各園所にご遠慮なくご相談ください。また、下記の相談窓口もございますのでご利用ください。

★家庭児童相談	0 7 2 - 7 4 0 - 1 1 5 2
★こども悩み電話相談	0 7 2 - 7 5 8 - 7 8 3 0
★子どもの人権オンブズパーソン	0 1 2 0 - 1 1 9 - 5 0 5
※上記3つの受付時間は、9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0	
★ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉24時間ホットライン	
0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0	

3 その他

臨時休業(休園所)中、お子様や保護者様がどのような生活を送られているのかを少しでも把握し、教育委員会としてお子様や保護者様にどのような支援を行っていく必要があるかを検討するために、緊急連絡メールを使ったアンケートを実施します。詳細は、5月初旬に緊急連絡メールにて教育委員会から直接配信しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

4 問合せ先

川西市教育委員会 幼児教育保育課 電話 0 7 2 - 7 4 0 - 1 1 7 5